

NPOを対象とした市町村の補助事業等の概要をまとめました。
ぜひご活用ください。

(令和7年度版)

市町村名	事業名	ページ数
安芸市	安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金 (空き店舗借用事業)	1
南国市	商店街等活性化事業	2
	中心市街地活性化事業	3
	新製品等研究開発事業	4
	地域特産品等開発事業	5
	専門家派遣事業	6
	お土産品開発事業	7
いの町	いの町集落活動センター推進事業費補助金	8
中土佐町	中土佐町地域づくり活動補助金	9

お問い合わせ先等について

この資料は、県内市町村が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、県民生活課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問い合わせ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活課

安芸市商店街等にぎわいづくり事業費補助金(空き店舗借用事業)

事業種別	補助事業
事業の目的	地域で創意工夫された取組みや空き店舗を活用した取組み、地域住民の生活環境を守るための施設・設備事業の整備等を支援することにより、地域住民の利便性の確保や地域商業の活性化及び商業機能の維持を図る。
補助(委託等)対象事業の概要	安芸市内の空き店舗等を活用して行う、小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う事業者を対象に、店舗の借用自体に係る賃借料を補助する。
補助(委託等)対象事業者の種類	小売業、飲食業、サービス業、コミュニティ施設の運営を行う事業者で、昼間営業をするもの。
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:補助対象経費の2分の1以内 補助額:上限額30万円以内、1月当たりの限度額5万円 (補助期間は最長6ヶ月)
申請手続き・申請時期	随時受付
その他留意事項	
問い合わせ先	安芸市 商工水産課 商工観光係 担当者名 徳廣 誠人 電話 0887-35-1011 FAX 0887-35-8113 メールアドレス syokou@city.aki.lg.jp

商店街等活性化事業

事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	商店街等の活性化を推進するために行う以下の事業 (1)商店街等イベント事業 (2)調査・研修事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	(1)商店街等イベント事業 補 助 率:補助対象経費の1/2以内、限度額:60万円 (2)調査・研修事業 補 助 率:補助対象経費の1/2以内、限度額:60万円 対象経費:謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費、イベント保険料、郵送料、警備委託費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-kigyoun@city.nankoku.lg.jp

中心市街地活性化事業

事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	中心市街地の活性化と地域の賑わいの創出を図るために行う、指定区域内において創業するもの(事前に商工会において事業計画等についての指導を受けるもの) ※南国市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域及びその周辺で市長が特に必要と認める地域
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助率:補助対象経費の合計額の1/2以内、限度額:100万円 対象経費:店舗に係る賃借料※1、店舗改装費※2、創業に要する機器の購入に要する経費※3、広告宣伝費 ※1 1箇月当たり5万円で6箇月分を限度とする ※2 店舗改装費には、動産を含まない ※3 創業や移転に要する機器には、汎用性が高いものは含まない
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-kigyoun@city.nankoku.lg.jp

新製品等研究開発事業

事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	高等教育機関、公設試験研究機関等と共同研究を行った新製品・新商品・新技術の開発及び南国市内の他の中小企業者等と連携して新製品・新商品・新技術を開発する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補 助 率:補助対象経費の合計額の1/2以内、限度額:100万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機械装置の購入又は借用に要する経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-kigyoun@city.nankoku.lg.jp

地域特産品等開発事業

事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	南国市の地域資源を活用して特産品や観光資源の開発を行う事業及び開発した商品の販路拡大に係る事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補 助 率:補助対象経費の合計額の3/4以内、限度額:30万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機械装置の購入又は借用に要する経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、デザイン外注費、試作品開発委託費、展示会に係る郵送料及び出展料
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-kigyoun@city.nankoku.lg.jp

専門家派遣事業

事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	種々の課題や新事業・新分野等に取り組もうとする意欲のある中小企業者等に対して、それらの課題を分析し、事業計画策定等のサポートを行う専門家を派遣する事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補 助 額:補助対象経費の合計額 ただし、1回の派遣について1万円を限度額とし、一年度において20回までの派遣に係る謝金及び旅費を対象とする。
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	
問い合わせ先	南国市商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-kigyoun@city.nankoku.lg.jp

お土産品開発事業

事業種別	補助事業
事業の目的	中小企業等の自主的な努力を助長するため、必要な助成の措置を講ずることによって、その育成及び振興を図り、もって市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	連続テレビ小説「あんぱん」(NHK)や「ごめん」をテーマとした、観光客に対して訴求力の高いお土産品の開発を行う事業
補助(委託等)対象事業者の種類	中小企業者、協同組合等、市民活動団体(NPO)、商工会
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補 助 率:補助対象経費の合計額、限度額:50万円 対象経費:謝金、旅費、原材料費、機械装置の改良または借用に要する経費、試験分析外注費、技術指導受入費、市場調査費、デザイン外注費、試作品開発委託費
申請手続き・申請時期	申請手続き:商工観光課 申請時期:事業の募集期間中で事業着手する前
その他留意事項	令和7年度第1回公募:令和7年5月9日まで 第2回公募は未定
問い合わせ先	南国市 商工観光課 電話 088-880-6560 FAX 088-863-1167 メールアドレス n-kigyoun@city.nankoku.lg.jp

いの町集落活動センター推進事業費補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	集落機能の維持、地域活動の担い手確保等の課題を抱える集落が、集落同士の連携等により地域の課題及びニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを推進し、集落の維持・再生や活性化を図ることを目的とする。
補助(委託等)対象事業の概要	①集落活動センターの初期投資に係るハード又はソフト事業 ②集落活動センターの実施に必要な人材を導入し、活用するための事業
補助(委託等)対象事業者の種類	集落、地域団体、NPO法人等
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	■補助率:事業費の100%以内 ■補助限度額 ①1か所あたり、補助対象期間3年度内で60,000千円以内 ②一人当たり2,800千円/年 ■対象経費 ①ハード事業:拠点となる施設の整備や改修 機械設備や車両の購入等 ソフト事業:集落活動センターで実施する事業に必要な経費(②に該当する人権費、維持管理費を除く) ②集落活動センターの立ち上げ準備及び集落活動センターの活動に従事する者の人件費及び活動費
申請手続・申請時期	いの町集落活動センター推進事業費補助金交付要綱第5条に基づき申請。
その他留意事項	地区住民との合意形成が必須
問い合わせ先	いの町総合政策課 電話 088-893-1112 E-mail sougouseisaku@town.ino.lg.jp

中土佐町地域づくり活動補助金

事業種別	補助事業
事業の目的	地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るため、地区会、常会その他の団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動を支援する
補助(委託等)対象事業の概要	(1) 地域づくりイベント活動 (2) まちおこし活動(特産品開発、地域調査等) (3) 美しい地域づくり活動(環境美化活動等) (4) 社会福祉活動(ボランティア活動等) (5) 生涯学習推進活動 (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める活動
補助(委託等)対象事業者の種類	(1) 地区会、常会、NPO及びその他の地域づくり活動を行う団体、複数の団体等で構成する住民自治活動組織又は、地域づくり活動を行う組織(以下、「団体等」という。)であって、その団体等が他の団体等と連携をして活動を行う場合 (2) 団体等の事務所の所在地が町内にあり、町内で活動するもの (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの (4) 事業の実施に当たっては、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行われるもの
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	補助額・補助率:補助対象経費の10分の10以内とし、予算の定める範囲内の額。 (上限50万円) 補助対象経費:補助対象事業にかかる経費全般(食糧費を除く)
申請手続・申請時期	申請手続:補助要綱による 申請時期:随時
その他留意事項	補助対象期間は1年とし、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。
問い合わせ先	中土佐町 まちづくり課 担当者名 濱口 ふみ 電話 0889-52-2365 E-mail machi@town.nakatosa.lg.jp